

第1章



計画の基本的事項

- 1 緑の基本計画とは
- 2 いたばしグリーンプラン改定の目的
- 3 本計画の対象とする“みどり”について
- 4 計画の位置付け
- 5 計画期間

第1章 計画の基本的事項《概要》

緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地（農地を含む）の保全や緑化の推進に関する目標、方針、施策や、都市公園の整備、管理の方針などを定める基本計画です。

板橋区の場合は、計画の愛称名を「いたばしグリーンプラン」としています。

いたばしグリーンプラン 改定の目的

前計画の策定から7年が経過して、公園・緑化行政を取り巻く社会環境は大きく変化し、緑とオープンスペース[※]の持つ多機能性をさらに高め、みどりのインフラといえる公園や街路樹などのストック効果[※]の向上に向けた取り組みが求められています。

このような状況の中、今後のみどり施策に関する長期的な視点に立った方針づくりを行うことが計画改定の目的です。

本計画の対象とする “みどり”について

本計画の対象とする“みどり”は、樹林や樹木など植物としての緑、公園・緑地などのオープンスペース[※]や農のみどり、河川の水辺や湧水、鳥や昆虫などの自然要素も含んだ、広い範囲での“みどり”です。

計画の位置付け

「いたばしグリーンプラン」は、「板橋区基本構想」、「板橋区基本計画」を上位計画とする緑地の保全及び緑化推進等に関する個別事業計画に位置付けられます。

計画期間

平成30(2018)年度から平成37(2025)年度までの8か年と設定します。

文中で[※]印のある用語は、第7章資料編に用語解説（P資-18～）があります。

第1章 計画の基本的事項

1 緑の基本計画とは

- 緑の基本計画とは、都市緑地法に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地（農地を含む）の保全や緑化の推進に関する目標、方針、施策や、都市公園の整備、管理の方針などを定める基本計画です。板橋区の場合は、計画の愛称名を「いたばしグリーンプラン」としています。
- 公園の管理・運営方針については、別途「板橋区パークマネジメントガイドライン」を定めており、本計画書はその内容を反映しています。

2 いたばしグリーンプラン改定の目的

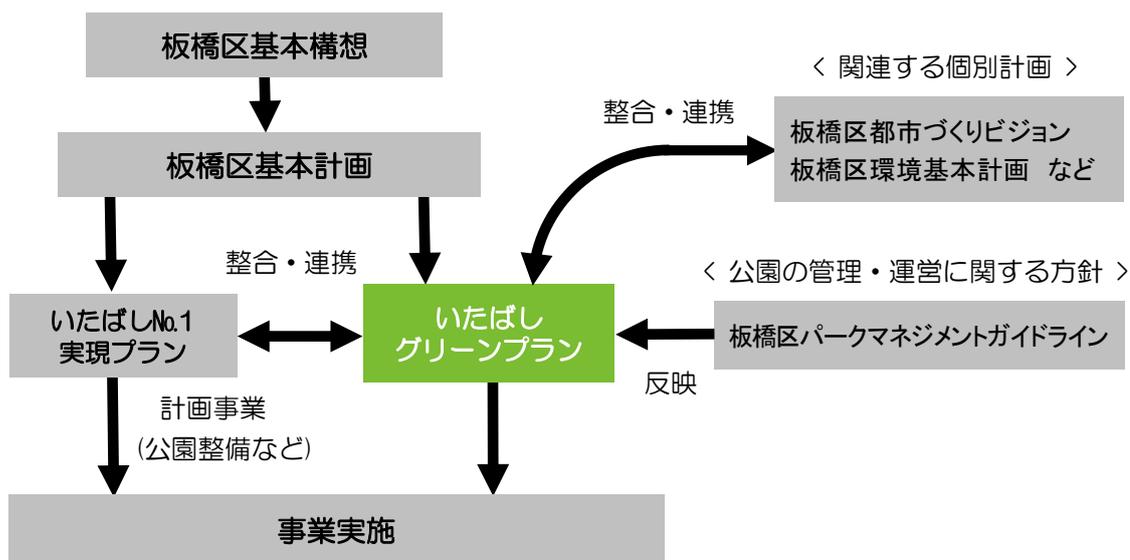
- 前計画である「いたばしグリーンプラン 2020（平成 23 年 3 月）」の策定から 7 年が経過し、その間、公園・緑化行政を取り巻く社会環境は大きく変化しています。
- これに伴って、都市緑地法・都市公園法など関連法令の改正が行われ、環境・景観・防災・レクリエーションなど、緑とオープンスペース[※]の持つ多機能性をさらに高めていくことが求められています。
- 都市インフラの老朽化の進行と維持管理費の増大も大きな課題となっており、みどりのインフラといえる公園や街路樹などについても、そのストック効果[※]の向上に向けた戦略的かつ効率的な取り組みが求められています。
- このような状況の中、平成 27 年度に策定された「板橋区基本構想」や「板橋区基本計画 2025」など、区政の基本となる方針や計画等を踏まえ、今後のみどり施策に関する長期的な視点に立った方針づくりを行うことが計画改定の目的です。

3 本計画の対象とする“みどり”について

- 本計画の対象とする“みどり”は、樹林や樹木など植物としての緑、公園・緑地などのオープンスペース[※]や農のみどり、河川の水辺や湧水、そして鳥や昆虫などの自然要素も含んだ、広い範囲での“みどり”です。
- 計画書の中で“緑”と表記されている箇所は、基本的に「植物としての緑」を意味していますが、文章の読みやすさなどから、「みどりのまちづくり」を「緑のまちづくり」と表記するなど、例外的な表記もあります。

4 計画の位置付け

- 「いたばしグリーンプラン」は、「板橋区基本構想」、「板橋区基本計画」を上位計画とする緑地の保全及び緑化推進等に関する個別事業計画に位置付けられます。
- 本計画に定められた計画事業は、「いたばしNo.1 実現プラン」における実施計画の中で事業化し、年次計画と財源を位置付けて実行に移します。



5 計画期間

- 本計画の計画期間は、板橋区基本計画 2025 との整合を図り、平成 30(2018)年度から平成 37(2025)年度までの 8 か年と設定します。

